

豊中市個人情報等の取扱いの苦情処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第128条に基づき、実施機関等（豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）第3条第1項に規定する実施機関等をいう。）における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関する苦情処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例の例による。

(苦情の申出)

第3条 何人も、実施機関等における個人情報等の取扱いについて苦情があるときは、次に掲げる事項を記載した苦情申出書により、当該実施機関等に対してその苦情を申し出ることができる。

- (1) 苦情を申し出る者の氏名及び住所
- (2) 苦情に係る個人情報等を特定するために必要な事項
- (3) 苦情の趣旨及び理由
- (4) その他市長が定める事項

(苦情処理)

第4条 実施機関等は、前条の規定による苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）があったときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

- 2 実施機関等は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。
- 3 実施機関等は、当該苦情の申出について是正措置を講じない場合であつて、実施機関等が特に必要があると認めるときは、個人情報等について知見を有する者の意見を聴いて、その取扱いを決定することができる。
- 4 実施機関等は、前2項の規定によりその取扱いを決定したときは、苦情を申し出た者に対し、書面によりその内容を通知するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、個人情報等の取扱いに関する苦情処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日に実施する。